

第105号

平成28年11月1日発行
(公社)札幌西法人会
http://www.nishi-houjinkai.or.jp
e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



全国青年の集い北海道（旭川）大会風景

平成27年7月25日 法人会事務所は下記に移転しました。
(新住所) 〒060-0004
札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館2F
(電話・FAX番号は同じ)

目次

ホームページのご案内	2
インターネットセミナーのご案内	3
全国青年の集い北海道大会	4
全道（函館）大会税制改正の提言	5
中途採用者の賃金の決め方	11
ドローンとAIで生活改善	12
「第三者検証委員会」の問題	13
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	15
参考図書無料贈呈のご案内	16

「ホームページへようこそ」



Google 検索

WWWを検索 札幌西法人会サイト内を検索

資料請求

アクセス

個人情報保護について

サイトマップ

▶ トップページ

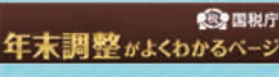
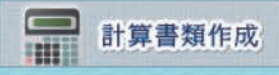
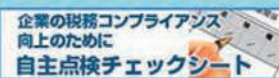
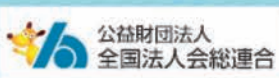
▶ 札幌西法人会とは

▶ 情報公開

▶ 青年部会・女性部会

▶ 講習会・献血計画

▶ 講習会申込・法人会申込



インターネットセミナー



全国の法人会の活動紹介



法人会加入申し込みはこちら >>>

青年部会・女性部会加入申し込みはこちら >>>

最新情報

- 28年9月16日
第30回法人会全国青年の集い北海道大会開催
当会34名で旭川へ
- 28年9月14日
青年部会創立30周年記念事業
特別記念講演会のご案内
- 28年9月13日
10月の法人会・定例セミナー
「赤掛け回収プロの極意」改正税法説明会

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp/>

札幌西法人会 検索で検索いただけます

ログインはこちら

現在の掲載セミナー数
397タイトル
2604ムービー

※ 画面はイメージとなります。

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は410タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め NEW 日本企業の事業承継と人づくり
～長寿企業に学ぶ 安定成長と後継者育成～

株主会社モアクリエイション代表取締役 柴田 光榮

お勧め “永続企業”の創り方 10か条

TOMAコンサルタンツグループ代表取締役 藤岡 秋男

お勧め 楽しい会話のつけ方
～コント職人が伝授する会話のルール～

お笑い芸人 山口 弘和

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	感情マネジメント	高村 幸治	7分	一般経営	NEW TPPのメリットズバリ教えます	進藤 勇治	30分
	ここが変わった！Windows10新機能講座	岩見 誠	17分		落語で学ぶ「事業承継」	ころ亭 久茶	31分
	★ ビジネスマナーの基礎講座	高久 尚子	86分		NEW ★ 江戸時代より語り継がれた「経営の王道」<第7回>	山岡 正義	2分
	「すぐやる人」になるための仕事のやり方	鈴木 進介	107分		NEW ★ 孫子の兵法で読み解く「経営の要諦」<第10回>	渋井 真帆	2分
	社員指導に役立つ！ビジネスに活かせる筆跡診断	自覚 真由美	30分	法律	明るい職場をつくるハラスメントの対処法	佐藤 みのり	39分
	「空気を読む」を見える化する微表情から察する相手のホンネ	清水 建二	34分	税務・経理	誰でもわかる決算書の読み方セミナー 前編・後編	川口 宏之	89分
	電話応対マナー《パート1》	大井 澄子	36分	ダンナの遺産を子どもに相続させないで！	高橋 成壽	64分	
政治経済	東京2025ポスト五輪の都市戦略	市川 宏雄	59分	労務	★ 給与計算 入門の入門	塩谷 則子	63分
	日中韓の今後の関係を読む	朱 建栄	90分	環境	NEW 今から考える空き家問題対策	小澤 邦博	38分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

第30回法人会全国青年の集い「北海道大会」開催

平成28年9月9日、全国青年の集いが旭川大雪アリーナで開催されました。この開催にあたり、当会青年部会は会員数を1年間で3倍の184名に増員しています。北海道全体の青年部会員数も2,210名と全国一位の伸び率となって準備していました。大会当日、当会の青年部会は、前年倍増の34名で参加し、大会のホスト役として従事しています。

大会前日には全国の租税教育活動プレゼンテーションでその手法を学び大会当日には全国から2,770名の出席の基、地域の商店街と連携した租税教育活動等の披露がされ、内容がレベルアップしてきたと感じました。

全国青年部会連絡協議会会長から、全国大会のテーマは、「税の用途に関する意見集約と租税教育活動への反映」として、税制改正の提言から更にその用途まで、そして、税の重要性を児童に伝えていく決意が述べられました。また、高橋はるみ知事にも出席をいただきました。

記念講演は、貧しい家庭で育った下川町出身スキージャンプのレジェンド葛西紀明選手の「家族でとった銀メダル」「夢は、努力で叶える」で、もし、札幌オリンピックが開催されたら50歳と本音？も語られました。

今回は、台風の間隙を縫って開催されましたが、次回は例年通りの時期に戻り、坂本龍馬の高知市で11月10日に開催されます。



高橋はるみ知事



レジェンド葛西紀明氏



当会青年部会参加者



懇親会風景

第

53

回

北海道法大会 全道(函館)大会開催

28. 9. 29 函館市に於いて全道大会が開催され、出席者1,000名(当会23名)の賛同により税制改正提言事項が採択されました。

また、ジャーナリスト(コリアレポート編集長) 辺 真一 氏による「日本を取り巻く国際情勢」と題した記念講演がありました。

28. 10. 20には全国法人会(長崎)大会で、全国の意見が集約・とりまとめされ、関係各機関・議員に提言していく予定です。



大会風景



辺 真一氏



懇親会風景



当会参加者

平成29年度税制改正提言事項28. 9. 29

(一般社団法人 北海道法人会連合会)

基本的な課題

2016骨太の方針には、経済再生と財政健全化を一体として実現することとし、消費税率10%の引き上げを2019年10月からと2年半延期するとともに、2020年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を引き続き、堅持することが盛り込まれた。

骨太の方針には、財政健全化の実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、当初計画されていた子育て支援、医療、介護、年金等の社会保障充実策の財源をどう確保するかが明確ではない。

持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立が国家的課題であり、これら課題に対応する前提としては行政改革の徹底が急がれる。

国・地方の行財政改革の一層の推進と、持続的な経済成長と社会保障制度の確立のための税制改革、租税負担と社会保障のあり方や地域創生に向けた諸課題に対応した抜本的な税制改革の推進について強く求めるものである。

中でも、地域経済の担い手である中小企業の活性化なくして我が国経済の再生はあり得ずとの視点から、中小企業の潜在的な成長力を高め、かつ活性化に資する政策の確立を強く求める。

第1 法人課税について

1 法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は29.97%となり、目標としていた「20%」台を実現、29年度には29.74%となる。

しかし、周辺アジア諸国の平均は22.17%、OECD加盟国の平均は24.98%であり、経済のグローバル化が進むなか、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から25%程度まで引下げよう求める。

2 課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

平成28年度税制改正で、大法人を中心に課税ベースの拡大等が実施され、中小法人課税については、地域経済、企業経営への影響も踏まえ、引き続き慎重に検討が行われることになった。

原材料の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営は依然として厳しい。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

平成28年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ

中小企業軽減税率の適用期限が、平成28年度末に到来する。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

平成26年度税制改正において、中小企業投資促進税制の拡充・延長が行われたが、中小企業は、大企業に比べ財務基盤や資金調達力が弱く、中古設備によって設備投資を行なう企業が多い。

中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、モデル要件を廃止し中古設備も適用対象とするなど対象設備の拡大、価格要件の緩和等、中小企業投資促進税制の更なる拡充および恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、平成28年度税制改正において、適用対象者を見直した上で、平成29年度末まで適用期限が延長された。

中小企業の償却資産管理や納税等の事務負担を軽減する制度として中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化し、更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

③生産性向上設備投資促進税制の拡充・延長

生産性向上を促す設備投資促進税制については、当初の期限通り、平成28年度末に廃止されることとなった。しかしアベノミクスによる景気回復は、中小企業まで浸透しておらず、道半ばである。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、中小企業を対象に生産等設備投資促進税制を復活させることを求める。

5 交際費課税制度の見直し

平成28年度税制改正において、中小企業の交際費課税の特例が、平成29年度末まで2年延長された。交際費は、本来、経費性があり、損金性が認められるものであるとし、税制の見直しを求めてきたが、適用中小企業の範囲（資本金1億円以下の法人）に合理性がなく、中小企業基本法の定義に拡大すべきである。また、こうしたことから、租税特別措置としてではなく、本則化するよう強く求める。

6 役員給与の損金算入の拡充

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

第2 所得課税について

1 所得税の配偶者控除及び課税方式の見直しについて

一億総活躍社会を創り上げるための社会基盤整備のなかで、配偶者控除の見直しが検討されているが、女性の社会進出の促進には、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

とりわけパートタイマーが自ら就業調整する要因である「103万円・130万円の壁」と称される税制・社会保険上の障害要因を最大限解消し、より長く働くほど世帯単位でみた場合の収入が増えるなど、経済的なメリットを享受できる公平で合理的な仕組みに見直していくことが必要である。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、N分N乗方式の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

第3 資産課税について

1 相続税

相続税等の見直し

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行なわれた。急激な負担増を招くことが推察されることから相続税の課税強化は行うべきではない。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

また少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。

2 贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げを求める。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるように求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

①相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

平成27年度1月より、相続税・贈与税の納税猶予制度について要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。

しかしながら、中小企業の本税制のさらなる利用促進を図るための課題は多く、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から次の要件の見直しを求める。

- ・ 相続税の納税猶予割合の100%への引上げ
- ・ 発行済議決権株式の総数上限（3分の2）の撤廃
- ・ 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・ 贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設
- ・ 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。
- ・ 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

②事業用財産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

平成27年1月から施行されるが、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

特に、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは控除する制度の早期創設を強く求める。

第4 消費課税について

①軽減税率導入について

平成28年度の税制改正において、29年4月に予定されていた消費税率の8%から10%への引き上げを安倍首相は31年10月に再延期することを表明した。軽減税率制度についても、31年10月に延期したうえで導入することとした。

高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率であり、中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きい。

軽減税率制度が延期したとはいえ、導入に対しては具体的な対象品目の線引きに基づくシステム改修が必要であり、経理業務をはじめとした制度への対応のために膨大な時間とコストを要することとなる。事業者の混乱を招くおそれがあることから、導入は避けるべきである。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

平成28年度の税制改正において、平成29年4月から区分記載請求書方式、平成33年4月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられたが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

第5 地方税制について

1 固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

4 法人に対して安易な法外目的税を課すべきではない

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に

当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第6 その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告(e-LTax)との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力(寄付能力)を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5 マイナンバー [社会保障・税番号制度]

マイナンバーについては、行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報流出・悪用への対応や費用対効果が課題となる。

個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

中途採用者の賃金の決め方

雇用問題コメンテーター 長 嶋 俊 三

◎個別賃金のデータを活用

生涯現役のいま、2社、3社と再就職することは一般的になる。そこで、人事担当者が遭遇することになった問題のひとつが、中途採用者の初任賃金の決め方である。自社で確立されたものがあれば、よし。どんな決め方もあくまでワン・オブ・ゼムで、確立された手法はないからだ。こうした時によく活用されるデータが、厚生労働省から出されている「賃金構造基本統計調査」。この調査は、雇用されている常用労働者の賃金実態を、労働者の種類、性、年齢、学歴、勤続年数別にとっている全国規模の実態調査である。年齢、勤続、学歴、性別などの属人別の条件を特定したうえで、業種、規模、地域などに区分して賃金水準を集計していて使いやすい。今回のテーマからいえば、年齢階級別の平均値で賃金額が示されているので、中途採用者の給与の目安を得るのに便利である。

◎前歴評価の方法

中途採用者の初任賃金を決める際には、これまでの経験、いわゆる前歴をどう評価するかがポイントとなる。なかでも、同じような会社で同じような仕事をしていたのかどうか、業種、職種が問題になる。一般的には、「同業種の同職種に従事」、「異業種の同職種に従事」、「同業種の異職種に従事」、「異業種の異職種に従事」の категорияで評価され、0.8、0.7、0.6、0.5までの前歴評価指数を掛けて初任賃金を決める。たとえば、50歳の採用者の場合、大卒50歳の標準者賃金から22歳初任者賃金を引いて勤続評価額を出し、これにこの年齢層の前歴評価指数を掛けて前歴評価額を算出、これと初任者賃金を足して中途採用時賃金を決める。異職種から採用する場合は、勤続評価額をその勤続年数で割って1年ごとの額を求め、それに勤続年数と前歴評価指数を掛けた額に初任者賃金を加算する。

◎自社のモデル賃金をつくることが重要

ここで注意したいのは、こうしたデータに示される賃金と自社の実在する者の賃金を比較するが、これは正確ではない。データの数字は標準者賃金の平均で、実在者の能力水準まで加味しなければ正確な比較はできない。その意味では、自社の賃金体系を整理し、仕事の難易度に見合った等級別の基本給表をつくり、年齢別の基本給テーブルを加えた上で、標準的な昇給カーブをクロスさせることでモデル賃金を作成することによって、中高年齢者をはじめとする賃金管理を確立することができる。

【筆者紹介】

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう） 1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より財団法人高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

ドローンとAIで生活改革／奥多摩町と情報研が 共同実験／防災、住民支援、獣害対策も

産経新聞科学部記者 伊藤 壽一郎

多様な産業に活用できることから、空の産業革命を起こすだろうと期待が高まっている小型無人機「ドローン」は、世界中で実証実験が進んでいます。東京都西部の自然豊かな奥多摩町でも、ドローンと人工知能（AI）で山間地の課題を解決し、生活改革を目指す実にユニークな取り組みが始まりました。

■最先端の技術駆使

奥多摩町は、東京都の1割に当たる広さを持つ山と清流の町です。ここを舞台に今年7月、町と国立情報学研究所が共同で最先端の実験を開始しました。

ドローンは無人で飛行するので安全が第一です。そのため自治体参加型のドローン実験は、飛行の安全性を確認する場所の提供にとどまることが大半。しかし、奥多摩町ではもっと踏み込んで生活改革を目的に掲げ、防災や防犯、住民支援、獣害対策など山間地ならではの課題の解決を目指しています。

期間は2年間で、町内で日常的に5機程度のドローンを自動飛行させます。その際に地上の撮影を繰り返し、最先端のAI技術である「ディープラーニング」（深層学習）を駆使して、町内のどこに何があるかを示す特殊な地図を作り日々更新。これに基づいて高度で安全な自動飛行を実現するそうです。

■町の課題を解決へ

奥多摩町は、山林が94%を占める土地柄で土砂崩れや山林火災が起きやすいため、防災や災害救助への利用を想定しています。AIの特殊地図は、蓄積情報が増えるたび高精度化するため、災害で地上の状態が変わると即座に判別が可能。警察や消防に通報して2次被害を防ぎ、災害で孤立した地域への物資運搬も早く開始できます。

山間地の課題である過疎化・高齢化も進み、人口は約5300人で、65歳以上の割合を示す高齢化率は48.3%。中心部から遠い集落の高齢者は「買い物弱者」となっています。

そのため、高齢者宅への日用品運搬や、図書館の貸し出し図書配送などで生活を支援。複数のドローンで運ぶ荷物をどう分担し、どんな順序で飛行するかは、複雑な手計算抜きで、AIが自動的に決めます。

山間地ですから、クマ、イノシシ、シカ、サルなどによる農業被害が増え、過疎のため対策が追いつかない状態です。けれど今回の実験では、ドローンが農地や住宅地付近で害獣を見つけたら、大きな音などで追い払う取り組みも行います。

このほか、過疎化で400軒を超えた空き家の防犯対策のため、空き家の近くで不審者を発見したら、すぐに警察に通報するシステムも検討中です。

■全国で成果活用を

ドローンは、人が行けない危険な場所にある機器の点検やさまざまな商品の宅配など、多様なサービスに利用できる可能性が指摘され、「空の産業革命」を起こすといわれています。調査会社のシード・プランニングは、国内市場規模を2020年で634億円、24年で2270億円と予測しています。

ただ、歴史の浅いドローンを取り巻く環境は未整備で、昨年12月施行の改正航空法で、やっと飛ばせる空域など基礎的事項が決まったばかりです。実証実験も手探り状態で、コスト見通しも、山間地の物資輸送を自動車で行うよりは安いはずだという程度にとどまっています。

そのため今回の実証実験では、山間地の町が抱える課題をドローンで解決するには費用や人員体制、法整備も含め何が必要で、どこまでできるかを徹底的に研究。日本の国土は7割以上が山間地のため、成果を全国の課題解決に活用してもらおうことを目指しているそうです。

【筆者紹介】

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう） 東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

「第3者検証委員会」の問題

ジャーナリスト **大津彬裕**

企業や政治家の不祥事が起きるたびに、「第3者の目を通じて検証する」というのがたてまえの

委員会がつくられ、その報告書なるものが発表されるのが慣例になってきている。

依頼した企業や政治家とは独立した委員会で、そのメンバーも、今は弁護士になっている元裁判官や検事なので、その過去の経歴から社会的に信頼できそうに見えるものの、必ずしもそうではないケースもあるようだ。

最近問題になったのは、11年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故で「炉心溶融（メルトダウン）の公表が遅れた」問題で東電が設置、6月16日に発表した報告書である。

そのメンバーは、委員長に田中康久・元仙台高裁長官、このほか元東京地検特捜部副部長、元最高裁司法研修所教官という、現在は弁護士をしている3人からなるそうそうたる顔ぶれだ。

東電側だけから聞き取り

朝日新聞によると、3月から検証を開始、東電社員、OBら60人から聞き取り調査をしたが、東電以外の関係者からは聞き取りをしていないという。

報告書は、「清水元東電社長が首相官邸側から『炉心溶融』を認めるのに慎重になるよう要請を受けたと理解していたと＜推認＞されるとしたが、意図的な隠蔽（いんぺい）と評価することは困難」とし、東電に手渡された。

「推認」とは、広辞苑第5版にも掲載されていないが、「推定され、認定される」という意味であろう。

報告書によれば、事故から3日後の3月14日、清水元社長は記者会見中の武藤栄副社長(当時)に対し、広報担当社員を通じて「炉心溶融」などと記載された手書きのメモを渡し、「官邸からの指示により、この言葉は使わないように」などと耳打ちさせた指摘したが、官邸の誰から、具体的にどのような指示を受けたかは解明できなかった。

官邸側に事実確認はしていないのだから、当然のことであろう。田中康久委員長は記者会見で「国の事故調査委員会のような権限がなく、短期間でやるのは難しい」と説明した。

当時民進党の官房長官だった枝野幸男幹事長らは指示を否定、「東電の一方的な釈明を並べたもの。一方の当事者が自分に都合よく事実をねじ曲げて公表している」と調査の信用性に疑問を投げかけ、「党への信用毀損で選挙妨害の疑いもある」と法的措置を検討することをほのめかした。

東電の広瀬直己社長は6月21日、記者会見で「清水元社長の指示は社会の皆さまから見れば隠蔽に当たる」と認め、謝罪した。

【筆者紹介】

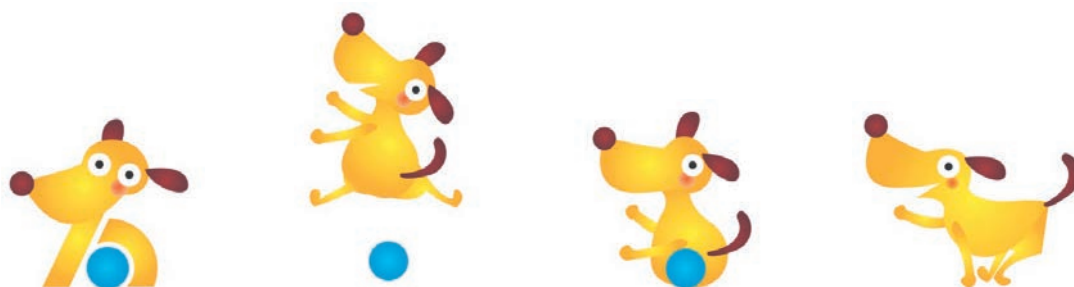
大津彬裕（おおつ・よしひろ） 東京教育大学卒。昭和37年読売新聞社入社。社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。元PRコンサルタント。慶応、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつukれない」（翔泳社、共訳）など、著訳書多数。



私たちは公益法人を支えます

(28. 5～8 新入会員)

支 部	新 会 員 名	住 所 (個人会員の自宅略)	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	(株)プラスK企画	中) 南10条西10丁目1-20 さくらビル7F	(株)ワンズエージェンシー 榎本孝志
	(株)苗穂自動車学園	中) 南9条西11丁目1-23	ベル食品(株) 福山恵太郎
大 通	(株)CreateF	中) 南1条西11丁目1 コンチネンタルビル8階	AIU損害保険(株) 金中優論
	(株)新生ライフサービス	中) 南6条西17丁目1-20	アフラック札幌総合支社 麻西
円 山	9 ブルームエッグズ(株)	中) 大通西22丁目1-12	AIU損害保険(株) 金中優論
桑 園	エイプラスサービス(株)	中) 北11条西19丁目36	大友運送(株) 大友龍之
	三橋孝志 (個人)		(株)ワンズエージェンシー 榎本孝志
	美馬一志 (個人)		遊佐新聞販売(株) 遊佐高大
	(株)スリーエスマメンテナンス	中) 北5条西12丁目2 北5ビル	札南 (株)環境アシスト 花房
	(株)タカヒロ	中) 北15条西19丁目1-13	丸大大金畜産(株) 大金弘武
琴 似	(株)プラザ	西) 山の手7条6丁目5-15	石狩ペイント(株) 田中雄
	(株)クロスケットワークス	西) 琴似1条4丁目4-10-301	AIU代理店 (株)JCL
八 軒	Salon de Mulligan	中) 南6条西4丁目 第21桂和ビル4F	金井建設工業(株) 荒井克典
発 寒	ミュキコーポレーション(株)	西) 発寒16条13丁目3-5	AIU代理店 AIP 藤田
	村山拓司 (個人)		(合)NAOコーポレーション 長内直也 ダイニチキャピタル&ホープ(株) 佐藤信也
西 宮	ビルドフェイス(有)	豊平) 豊平3条2丁目1-48第3ホウメイビル3階	(株)アイシンセレモニー 齊藤淳一
西 野	(株)フィネスホールディングス	西) 西野1条1丁目10-1	品川宏税理士
手 稲	高橋幸也 (個人)	手) 富丘1条7丁目12-3	アフラック(本人アフラック代理店経営)
	特定非営利活動法人 ライフサポートネット	手) 前田9条西15丁目4-7	札北 三洋企画(株) 大石春雄
	(株)札幌アール・シー鋼業	手) 手稲前田605-3	札北より会員異動
	(株)みやびサポート	手) 手稲本町5条4丁目5-19	AIU損害保険(株) 奥山潤



小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手82円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。(50ページ弱の講本です)

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

① 税制改正のあらまし



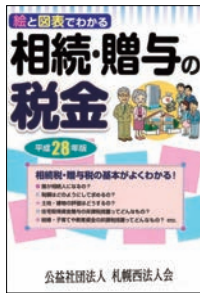
② 会社取引をめぐる税務Q&A



③ 会社の税金ガイドブック



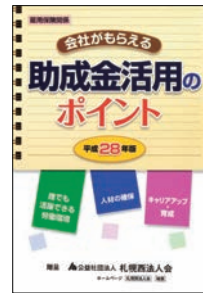
④ 相続・贈与の税金



⑤ 相続の手続きQ&A



⑥ 助成金活用のポイント



このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

(切手82円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。
法人会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							